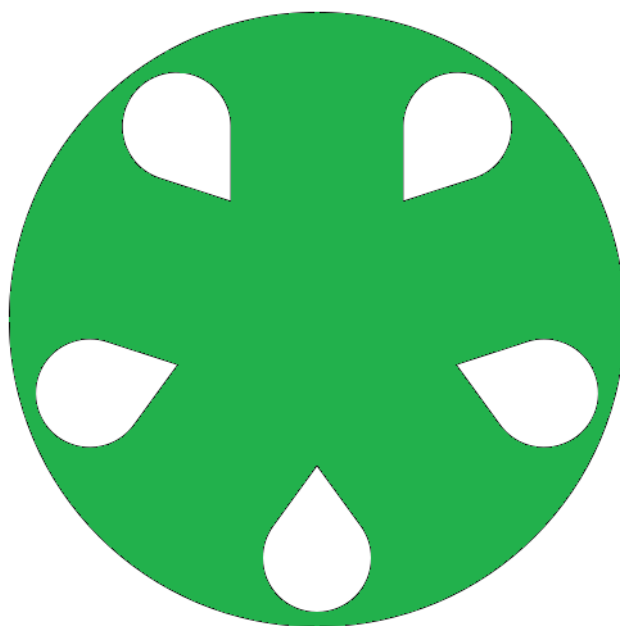


# 大石田町障がい福祉計画

(第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画)



平成30年3月  
山形県大石田町

## 目次

I	計画の基本的理念等	1
1.	計画に係る法令の根拠	1
2.	趣旨	1
3.	基本的理念	1
4.	目的及び特色	2
5.	計画の位置付け	2
6.	計画の期間及び見直しの時期	2
7.	計画の達成状況の点検及び評価	3
II	第5期障がい福祉計画	4
1.	2020(平成32)年度の成果目標の設定	4
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標	4
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	4
(3)	地域生活支援拠点等の整備に係る目標	5
(4)	福祉施設から一般就労への移行等に係る目標	5
2.	障がい福祉サービスの必要な見込み量及び確保のための方策	7
(1)	各年度における指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方	7
(2)	指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み	8
(3)	必要な見込み量の確保のための方策	10
3.	地域生活支援事業の実施に関する事項	11
(1)	地域生活支援事業の実施に関する考え方	11
(2)	実施する事業の内容及び各年度の見込量	11
(3)	各事業の見込量確保のための方策	11
III	第1期障がい児福祉計画	13
1.	2020(平成32)年度の成果目標の設定	13
(1)	障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標	13
2.	障がい児福祉サービスの必要な見込み量及び確保のための方策	14
(1)	各年度における障がい児福祉支援サービスの実施に関する考え方	14
(2)	障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な量の見込み	15
(3)	必要な見込み量の確保のための方策	16
IV	資料編	17

# I 計画の基本的理念等

## 1. 計画に係る法令の根拠

大石田町障がい福祉計画(以下「計画」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第 88 条に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の 2 つの計画を、一体として策定する計画です。

## 2. 趣旨

本計画は、「第 6 次大石田町総合振興計画」基本目標の一つ「健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、障がい者福祉の充実を図るため、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(以下「障がい福祉サービス等」という。)並びに障害児通所支援及び障害児相談支援(以下「障がい児通所支援等」という。)の提供体制の確保が計画的に図られるように定める計画です。国の定める「基本指針」(※)に即して、第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画として策定します。

※国の定める「基本指針」

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)

## 3. 基本的理念

- (1) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。
- (2) 他市町村との障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の内容に格差のないようにします。
- (3) 地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図ります。
- (4) 障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう支援の提供体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

#### 4. 目的及び特色

本町においては、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくことが求められています。

障がいの有無に関わらず、大石田町民としての質の高い生活の実現をめざし、あらゆる場面での基本的人権が保障される社会を実現するため、この計画を策定します。

「障がい者」とは年齢に関わりなく身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい、高次脳機能障がい等に起因する身体または精神上的の障がいを有する人で、長期にわたり生活上の支障を持つ人、「障がい児」とは児童福祉法で規定する障害児とします。

また、この計画は本町における他の計画との整合性を併せもつものです。

#### 5. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

あわせて、「第 6 次大石田町総合振興計画」及び「大石田町障がい者計画(第 2 期)」を踏まえ、大石田町が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等と、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等を提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量並びにその方策を定める計画です。

#### 6. 計画の期間及び見直しの時期

この計画は、2018(平成 30)年度から 2020(平成 32)年度の 3 年間の計画とします。

## 7. 計画の達成状況の点検及び評価

大石田町障がい福祉計画の各年度における達成状況等については、定期的に調査、分析及び評価を行い、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら必要があると認めるときは、計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じるよう努めます。

### 「障害」と「障がい」の表記について

平成 19 年 3 月から、県が法令名や法定の制度の名称、他の機関の名称などの固有名詞などを除き、「障害」を「障がい」と表記することにしたことを受け、本町でも「障がい」と表記しています。

## II 第5期障がい福祉計画

### 1. 2020(平成32)年度の成果目標の設定

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標

##### 【国の指針】

① 2016(平成28)年度末時点の施設入所者のうち、2020(平成32)年度末までにグループホーム等へ移行する者の数を、移行率9%以上とする。

② 施設入所利用者の減少見込み数を、減少率2%以上とする。

【試算】 ① 2016(平成28)年度末の人数 28人×9%≒3人

② 2016(平成28)年度末の人数 28人×2%≒1人

※ 施設入所者の地域移行は、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記の通り成果目標を定めます。

新規での施設入所受け入れと、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、2020(平成32)年度末の利用者数の見込を設定します。

表1 施設入所者の地域生活への移行に係る目標

	数値	考え方
現時点の施設入所者(A)	19人	2016(平成28)年度末の施設入所利用者数
目標年度の施設入所者数(B)	18人	2020(平成32)年度末時点の施設入所利用者数
【目標値】地域生活移行者数(C) [地域生活移行率](C)/(A)	2人 10.5%	現時点の施設入所者のうち、目標年度末までにグループホーム等へ移行する者の数
【目標値】削減見込(A-B) [減少率]((A)-(B))/(A)	1人 5.26%	差引減少見込み数

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

##### 【国の指針】

保健・医療・福祉関係者による協議の場を2020(平成32)年度末までに、全ての市町村に設置する。(市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置でも可)

国の基本指針に基づき、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、関係者による協議の場を設置します。

表2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	2020(平成32)年度末の数 (町又は圏域での設置)

### (3) 地域生活支援拠点等の整備に係る目標

#### 【国の指針】

地域生活支援拠点の整備を2020(平成32)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記の通り成果目標を定めます。地域生活支援拠点のあり方について検討し、整備を進めていきます。

表3 障がい者の地域生活の支援に係る目標

	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	2020(平成32)年度末の数 (町又は圏域での整備)

※地域生活支援拠点

障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場所、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の拠点

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

#### 【国の指針】

- ① 2020(平成32)年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を、2016(平成28)年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数の1.5倍以上とする。
- ② 2020(平成32)年度末の就労移行支援事業利用者数を、2016(平成28)年度末の利用者数の20%以上増加とする。
- ③ 就労定着支援による職場定着率について、支援開始1年後の利用者の職場定着率を80%以上とする。(新規事業)

【試算】 ① 2016(平成28)年度末の人数 0人×1.5倍≒1人

② 2016(平成 28)年度末の人数 6人×20%増≒8人

国の指針にある目標とこれまでの実績及び地域の実情を踏まえ、町として下記の通り成果目標を定めます。

表 4 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数(A)	0人	2016(平成 28)年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数(B)	1人	2020(平成 32)年度中に施設を退所し、一般就労する者の数
現在の就労移行支援事業の利用者数(C)	4人	2016(平成 28)年度末の利用者数
目標年度末における就労移行支援事業利用者数(D)	5人	2020(平成 32)年度末の利用者数
増加率((D) - (C)) / (C)	25.0%	
就労定着支援による職場定着率	80.0%	支援開始 1 年後の利用者の職場定着率



## 2. 障がい福祉サービスの必要な見込み量及び確保のための方策

### (1) 各年度における指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方

#### ① 必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実させます。

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスについては、障がいの種別に関わり無くサービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に対応されるサービス提供体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。

#### ② 希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実させます。

利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実します。

一般就労した障がいをお持ちの方が、職場に定着できるよう就労定着に向けた支援を促進します。

#### ③ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進します。

地域生活移行を進めるうえで重要となる共同生活援助施設としてのグループホームは、利用の希望にそえるよう施設の充実や整備を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。また、就労移行支援や就労継続支援事業等の適切な利用により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行や、働く場の拡大を図ります。

地域移行の促進が図られるよう、利用者や家族への情報提供を行います。

#### ④ 必要な入所施設の整備を検討していきます。

地域におけるニーズを的確に把握し、必要な入所施設の整備を推進します。新規整備施設については、これまでの単なる入所施設ではなく、グループホームや短期入所、地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う地域生活支援型施設として整備を検討していきます。

⑤ 相談支援の提供体制を確保します。

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

(2) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

① 訪問系サービスの見込み

2016(平成 28)年度の実績値を把握し、伸び率等を換算し推計しました。

当該見込み量は「利用人数」と「利用時間」として算出し、1か月単位とします。

表 5 訪問系サービスの現状と計画値

	2016(H28)		2018(H30)		2019(H31)		2020(H32)	
	人	時間分	人	時間分	人	時間分	人	時間分
居宅介護	3	96	3	96	3	96	3	96
重度訪問介護	1	568	1	568	1	568	1	568
同行援護	1	20	1	20	1	20	1	20
行動援護	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0

## ② 日中活動系サービスの見込量

「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「療養介護」、「短期入所」、「就労定着支援」に分類される日中活動系サービスの推計については、サービスに関わる利用期間等を考慮し、推計しました。

当該見込み量は「利用人数」と「利用延べ日数」として算出し、1か月単位とします。

表6 日中活動系サービスの現状と計画値

	2016(H28)		2018(H30)		2019(H31)		2020(H32)	
	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数
生活介護	25	750	23	690	23	684	23	684
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	4	88	4	88	4	88	5	110
就労継続支援(A型)	8	176	8	176	8	176	8	176
就労継続支援(B型)	17	374	17	374	17	374	17	374
短期入所	1	10	1	10	1	10	1	10
療養介護	1		1		1		1	
就労定着支援			0		0		0	

(注)利用延日数=人日分

人日分という単位は、事業所を利用した人数に日数をかけた延べ回数(人×日)のことです。

2016(H28)年度の実績は実数とし、目標年度においては、一人あたりの利用平均日数に目標年度の利用推計人員をかけて、サービス利用期間等を考慮したものです。

## ③ 居住系サービスの見込量

「自立生活援助」、「施設入所支援」、「共同生活援助」に分類される居住系サービスの推計については、サービス提供事業者の参入見込みにより推計しました。

表7 居住系サービスの現状と計画値

	2016(H28)	2018(H30)	2019(H30)	2020(H32)
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
自立生活援助		0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	17	17	17	17
施設入所支援	18	18	18	18

#### ④ 居住系サービスの見込量

「計画相談支援」については、2015(平成 27)年度から相談支援事業者による障害福祉サービス等利用計画作成が必須となりました。2015(平成 27)、2016(平成 28)年度の実績値を基礎に推計しました。

表 8 相談支援の現状と計画値

	2016(H28)	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
計画相談支援	58	58	58	58
地域移行支援	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0

※年間の利用人数に 1/12 乗じ、月間の利用人数としたものです。

#### (3) 必要な見込み量の確保のための方策

- ① 指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の事業を行う意向を有する事業所の把握及び情報提供等により多様な事業者の参入を促進します。
- ② 障害者総合支援法の新しいサービス体系への移行を促進します。
- ③ 地域生活や一般就労への移行を促進するため、訪問系及び通所系サービスやグループホームの利用充実を図ります。

### 3. 地域生活支援事業の実施に関する事項

#### (1) 地域生活支援事業の実施に関する考え方

- ① 障がい者や障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に柔軟に対応する障がい者支援のための事業を実施します。
- ② 広域的、専門的支援については、各関係機関、専門機関の支援をいただきながら、地域に存在する資源を生かし、地域における日常社会生活に関する一般的な支援を中心に地域生活支援事業を実施します。

#### (2) 実施する事業の内容及び各年度の見込量

- ① 地域生活支援事業については、2014(平成 26)年度から 2016(平成 28)年度までの実績数値を基礎にして実施事業、実施量を見込みながら、2016(平成 28)年度までに実績のない事業であっても、必要とされる事業等については、その実施を見込んでいます。

(具体的見込量については別表参照)

#### (3) 各事業の見込量確保のための方策

- ① 地域における障がい者福祉の関係者、関係機関との連携、障がい者本人や家族、支援者との協働により、地域支援事業の充実をはかり、幅広い事業の展開をめざしていきます。

## 別表

事業区分	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
相談支援事業				
障害者相談支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業	0 件	0 件	0 件	1 件
意志疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	0 回	0 回	0 回	0 回
要約筆記者派遣事業	0 回	5 回	5 回	5 回
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	0 件	1 件	1 件	1 件
②自立生活支援用具	0 件	1 件	1 件	1 件
③在宅療養等支援用具	0 件	1 件	1 件	1 件
④情報・意思疎通支援用具	6 件	1 件	1 件	1 件
⑤排泄管理支援用具	172 件	200 件	200 件	200 件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0 件	1 件	1 件	1 件
移動支援事業				
ア 個別支援型	0 人	1 人	1 人	1 人
※下段は利用見込み時間数	0 時間	5 時間	5 時間	5 時間
イ グループ支援型	2 人	2 人	2 人	2 人
※下段は利用見込み時間数	200 回	200 回	200 回	200 回
地域活動支援センター機能強化事業				
基礎的事業	—	1 か所	1 か所	1 か所
機能強化事業	—	—	—	—
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	0 人	1 人	1 人	1 人
更生訓練費	0 人	1 人	1 人	1 人
知的障害者職親委託制度	0 人	1 人	1 人	1 人
日中一時支援事業	1 人	1 人	1 人	1 人
※下段は利用見込み時間数	240 回	240 回	240 回	240 回
自動車運転免許所得・改造助成事業	0 件	1 件	1 件	1 件

### III 第1期障がい児福祉計画

#### 1. 2020(平成 32)年度の成果目標の設定

##### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

###### 【国の指針】

- ① 重層的な地域支援体制の構築：
  - (ア)2020(平成 32)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に最低でも1か所以上設置する。(圏域設置も可)
  - (イ)2020(平成 32)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。  
⇒障害児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)を推進するため各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、体制整備をする。
- ② 2020(平成 32)年度までに、主な重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を最低でも各1か所を確保する。(圏域設置も可)
- ③ 2020(平成 32)年度末までに、全ての市町村に医療児ケアへの適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。(圏域設置も可)

国の指針にある目標を踏まえ、障がい児及びその家族に対して、効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図るため、下記の通り成果目標を定めます。

児童発達支援施設(事業所)が町内になく、現在は村山市や東根市に通園しています。単独での事業展開は困難ですが、今後、圏域での利用を視野に入れて提供体制の検討と整備をしていきます。併せて、保育所等訪問支援が利用できる体制の検討と構築を図ります。

重症心身障がい児が利用できる事業者数の増加に向けて働きかけを行うと共に、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を推進します。

表9 障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

	数値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	2020(平成 32)年度末※
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	2020(平成 32)年度末
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	各1か所	2020(平成 32)年度末※
医療的ケア児支援の協議の場	1か所	2018(平成 30)年度末※

※圏域での設置も含め検討していきます。

## 2. 障がい児福祉サービスの必要な見込み量及び確保のための方策

### (1) 各年度における障がい児福祉支援サービスの実施に関する考え方

#### ① 障がい児通所支援サービスを充実させます。

- ◆ 障がいのある子どもが地域で生活するためには、本人とその家族を包括的に支える仕組みが必要です。養護者による早期療育の重要性や障がいへの理解・関心が高まっており、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実を図ります。

- ◆ 重症心身障がい児や医療的ケア児については、現在のところ利用対象者がおりませんが、今後、圏域での利用を視野に入れて提供体制の整備を検討していきます。また、医療的ケアを必要とする児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、他分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターの配置についても検討を行います。

#### ② 相談支援の提供体制を確保します。

- ◆ 障がい児相談支援により、的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図るとともに、必要な通所支援のサービスや、身近な地域でサービスが受けられるよう関係機関等との連携を図ります。

- ◆ 本町においては、発達気になる子どもについては、乳幼児健診や訪問等の機会に状況を把握し、早期の気づきにつなげる取り組みを行っています。また、就学に向けて配慮が必要な場合には、教育委員会との連携を図っています。今後も、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、相談支援事業所や関係機関で情報を共有し、適切な利用を支える相談支援体制を構築します。



(2) 障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な量の見込み

① 障がい児通所支援サービスの見込量

「障がい児通所支援」については、児童の年齢とサービスに関わる利用期間等を考慮して推計しました。

当該見込み量は「利用人数」と「利用延べ日数」として算出し、1か月単位とします。

表 10 障がい児通所支援の現状と計画値

	2016(H28)		2018(H30)		2019(H31)		2020(H32)	
	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数
児童発達支援	24	360	24	360	24	360	24	360
放課後等デイサービス	36	792	36	792	36	792	36	792
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	60	60	60	60	60	60	60	60
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)利用延日数＝人日分

人日分という単位は、事業所を利用した人数に日数をかけた延べ回数(人×日)のことです。

2016(H28)年度の実績は実数とし、目標年度においては、一人あたりの利用平均日数に目標年度の利用推計人員をかけて、児童の年齢等を考慮したものにしています。

### (3) 必要な見込み量の確保のための方策

- ① 障がい児通所支援のサービス、または障がい児相談支援の事業を行う意向を有する事業所の把握及び情報提供等により、多様な事業者の参入を促進します。
- ② 既存の事業所について、児童福祉法の新しいサービス体系への移行を促進します。
- ③ 障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう、障がい児通所支援等の提供体制の整備を推進します。また、保育、保健医療、教育委員会等関係機関との連携体制を充実し、療育支援を図ります。
- ④ 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、地域における課題の整理や地域支援の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置や、その活動を支える体制整備の検討をしながら、取組を推進します。

## IV資料編

### 第4期大石田町障がい福祉計画到達状況

訪問系サービスの計画と実績(表5)

1か月単位

	2015(H27) 年度計画	2016(H28) 年度計画	2017(H29) 年度計画	2017(H29) 10月実績	比較
居宅介護	75時間	75時間	75時間	89時間	118.6%
重度訪問介護	465時間	465時間	465時間	568時間	122.1%
同行援護	3時間	3時間	3時間	14時間	466.6%
行動援護	0時間	0時間	0時間	0時間	100.0%
重度障がい者等 包括支援	0時間	0時間	0時間	0時間	100.0%

(注) 第4期障がい福祉計画では、訪問系サービスの見込量は、合計値で標記しています。

日中活動系サービスの計画と実績(表6)

1か月単位

	2015(H27) 年度計画	2016(H28) 年度計画	2017(H29) 年度計画	2017(H29) 10月実績	比較
生活介護	528人日分	528人日分	528人日分	552人日分	104.5%
自立訓練(機能訓練)	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	100.0%
自立訓練(生活訓練)	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	100.0%
就労移行支援	44人日分	44人日分	22人日分	69人日分	313.6%
就労継続支援(A型)	176人日分	198人日分	198人日分	184人日分	92.9%
就労継続支援(B型)	242人日分	264人日分	264人日分	460人日分	174.2%
療養介護	1人分	1人分	1人分	1人分	100.0%
短期入所	9人日分	9人日分	9人日分	9人日分	100.0%

(注) 人日分という単位は、事業所を利用した人数に日数をかけた延べ回数(人×日)のことです。

目標年度においては、一人あたりの利用平均日数に目標年度の利用推計人員をかけたものになっています。

居住系サービスの計画値と実績(表7)

1か月単位

	2015(H27) 年度計画	2016(H28) 年度計画	2017(H29) 年度計画	2017(H29) 10月実績	比較
共同生活援助	17人分	17人分	18人分	17人分	94.4%
施設入所支援	20人分	20人分	19人分	18人分	94.7%

相談支援の計画値と実績(表8)

1か月単位

	2015(H27) 年度計画	2016(H28) 年度計画	2017(H29) 年度計画	2017(H29) 10月実績	比較
計画相談支援	8人分	7人分	7人分	7人分	100.0%
地域移行支援	0人分	0人分	0人分	0人分	100.0%
地域定着支援	0人分	0人分	0人分	0人分	100.0%

障がい(児)者の手帳所持者数[2017(平成 29)年 12 月末]

身体障害者手帳

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚	18 歳未満							0
	18 歳以上	11	6	1	4		1	23
聴覚	18 歳未満		1					1
	18 歳以上	2	7	5	20	1	20	55
平衡機能	18 歳未満							0
	18 歳以上							0
言語	18 歳未満							0
	18 歳以上		1	3	1			5
内部	18 歳未満							0
	18 歳以上	73		9	24			106
肢体	18 歳未満		2					2
	18 歳以上	22	27	47	58	44	14	212
計	18 歳未満		3					3
	18 歳以上	108	41	65	107	45	35	401
	計	108	44	65	107	45	35	404

精神障害者保健福祉手帳

	1 級	2 級	3 級	計
計	9	17	11	37

療育手帳

	重度(A)	中軽度(B)	計
18 歳未満	2	8	10
18 歳以上	12	49	61
計	14	57	71

## 用語解説

### 障害者自立支援法のサービス種類と概要

サービス種類	サービス概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が、外出する際に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)や移動の援護等の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断力が制限されている方が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行ないます。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間・入浴・排泄・食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 【新設】	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助 【新設】	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
グループホーム (共同生活援助)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

児童福祉法のサービス種類と概要(障がい児通所支援：市町村)

サービス種類		サービス概要
児童発達支援	児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活のある子どもや家族への支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。
	児童発達支援	通知利用の未就学の障がいのある子どもに対する支援を行う身近な療育の場です。日常における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。
居宅訪問型児童発達支援 【新設】		障がい通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害のある子ども等に、居宅訪問をし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス		学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練、社会交流の訓練や機会の提供等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援		保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応の専門的な支援等を行います。
障がい児相談支援		○障害支援利用援助 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、基本相談支援を行い、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

児童福祉法のサービス種類と概要(障がい児通所支援：都道府県)

サービス種類	サービス概要
福祉型障害児入所施設	障害のある児童を入所されて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります。
医療型障害児入所施設	障害児に対する施設は、以前は障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう2012(平成24)年度により一元化が行われました。これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。 18歳以上の障害児施設入居者には、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供します。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抜粋)

- ※ 障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされています。

### 【障害者総合支援法(抜粋)】

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
  - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 三 次条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
  - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。



## 児童福祉法(抜粋)

- ※ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

### 【児童福祉法(抜粋)】

第 33 条の 19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第 1 項及び第 2 項において「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画及び第 33 条の 22 第 1 項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第 1 項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の溜めの方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)



**大石田町障がい福祉計画  
(第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画)**

2018(平成 30)年 3 月

発行 大石田町 保健福祉課

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町 1 番地

TEL(0237)35-2111 FAX(0237)35-2118